

日本農業経済学会 会則

(名称)

第1条 本会は日本農業経済学会(英文名: The Agricultural Economics Society of Japan)と称する。

(目的)

第2条 本会は農業経済に関する研究を行い、もって農業経済学と農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催
- (2) 学会誌『農業経済研究』(以下「和文誌」という) 及び『Japanese Journal of Agricultural Economics』(以下「英文誌」という) の編集・発行
- (3) 研究業績の表彰
- (4) 他学会との研究連絡及び国際交流
- (5) 日本農学会及び日本経済学会連合への加盟
- (6) 農業経済に関する学術図書の発行
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する研究者、その他の個人
 - (2) 学生会員 本会の目的に賛同する学生
 - (3) 購読会員 本会の目的に賛同し、本会の定期刊行物を購読する法人、またはその他の団体
 - (4) 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他の団体
 - (5) 名誉会員 会長、副会長経験者、または本会に特に功績があったと理事会が認める満65歳以上の者
2. 入会を希望する者は、所定の手続きによって申し込み、理事会の承認を得るものとする。会員は会費を納入し、本会の事業に参加し、定期刊行物等の配布を受ける。
3. 本会の名誉を著しく損なう行為や、本会の目的に反する行為を行った会員は理事会の議を経て除籍し、総会に報告する。

(会費)

第5条 年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 8, 500円
- (2) 学生会員 4, 250円
- (3) 購読会員 8, 500円
- (4) 賛助会員 1口50, 000円で1口以上

2. 会費を納入しない会員は理事会の議を経て除籍する。名誉会員については会費を免除する。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長4名、理事若干名、監事2名の役員を置く。理事のうち若干名を常務理事とする。役員の選出方法及び理事の定数については「役員選出に関する細則」に定める。

(会長、副会長)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故がある時はその職務を代理する。副会長は、総務、編集、企画、国際の任務を分担する。新たな会務が生じた場合、副会長はそれらを兼務できる。

(常務理事)

第8条 常務理事は役付常務理事と地区担当常務理事によって構成される。役付常務理事は、会長補佐、総務、情報、財務、学会賞・国内学術交流、和文誌編集、英文誌編集、企画、国際を担当する。

(会長指名理事)

第9条 会長指名理事は和文誌及び英文誌編集担当常務理事、会長補佐常務理事、総務担当常務理事、開催校担当理事を含む若干名とする。ただし、開催校担当理事は監事以外の他の役員を兼務できる。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長指名理事の任期は2年ないし1年とする。やむを得ない場合を除いて、和文誌及び英文誌編集担当常務理事が、引き続き2年を超えて在任することはできない。

(総会)

第11条 総会は毎年1回開催し、会務報告、決算報告、監査報告、事業計画、予算、その他重要事項を審議・議決する。会長及び理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催す

ることができる。総会は会長が召集し、議長となる。

(理事会)

第12条 理事全員によって理事会を構成し、本会の事業・運営に関する重要事項を審議・決定する。理事会は年1回以上開催し、会長が招集する。理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。

(常務理事会)

第13条 会長、副会長、常務理事によって常務理事会を構成し、本会の事業・運営に関する事項を審議・決定する。必要に応じて、開催校担当理事を召集する。常務理事会は年1回以上開催し、会長が招集する。常務理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。

(議決)

第14条 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事会、常務理事会の議決は、出席議決権者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところとする。

(委員会)

第15条 本会の事業遂行のため、理事会の下に編集委員会、企画委員会、国際委員会、情報化委員会、その他必要な委員会を置く。

(事業及び会計年度)

第16条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。会計年度は2月1日より1月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会は事務局を東京都目黒区下目黒3丁目9番13号(目黒・炭やビル)一般財団法人農林統計協会内に置く。

(改正)

第18条 会則は総会の議決を経て改正することができる。

附則

本会則は2004年9月15日から施行する。

附則

本会則は2014年3月29日から施行する。ただし、2014年度の会計事業年度は、2014年3月1日より2015年1月31日までとする。

附則

本会則は2015年3月28日から施行する。

附則

本会則は2016年3月29日から施行する。